

札幌大学入学者選抜に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学に入学する者（以下「入学者」という。）の選抜に関し必要な事項を定める。

(入学者選抜)

第2条 入学者の選抜は、次の各号のいずれかの入学者選抜によって行う。

- (1) 学校推薦型選抜
- (2) 一般選抜
- (3) 総合型選抜

2 前項の入学者選抜の日程、出願資格及び選考方法は、別に定める。

(合格者の決定)

第3条 学長は、各校における所定の基準に基づき、入学者選抜の結果を検討し、合格者を決定する。

(合格者の公示)

第4条 前条の合格者については、本学ホームページに公示するとともに、本人に通知する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が決定する。

(所管)

第6条 この規程に関する事務の所管は、企画部入試・広報課とする。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

この規程の制定に伴い、「学校法人札幌大学入学（選抜）に関する規程（平成7年4月1日施行）」は、令和2年10月14日廃止する。

附 則（令和5年6月30日）

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。